



外国人技能実習制度の“今”を伝える

iBridge

アイブリッジ通信



技能実習導入を
ご希望・ご検討の
法人様は
右記、担当まで
お問い合わせください。



アイブリッジ協同組合では、結核対策を重要課題と考え、内定直後は勿論のこと、日本への入国前にも、実習生が母国で行う胸部X線検査に加え、公益財団法人結核予防会の協力のもとX線画像の再読影を行っています。

結核予防会は、国民の疾病予防と健康増進に寄与するとともに、結核研究所を中心に世界的課題である途上国の結核対策に国際的に貢献することを目的にした組織です。所管は、当組合の代表理事が局長を担っていた厚生労働省健康局です。

実習生の健康は勿論のこと、病院の患者様、施設の利用者様、職員様にも安心していただけるよう取り組んでいます。

現地採用面接を希望される法人様とミャンマーを訪問しました！

今回の現地面接は、『医療・福祉施設給食製造』分野の技能実習生採用です。

【はじめに】

- 🌸 ヤンゴン市内の状況は、全く平穏で滞在中に不安を感じることもありませんでした。
 - 🌸 朝夕は、かなりの交通渋滞が発生していたり、また、街を行き来する人の多くは、若い人たちですので、とても活気のある街と言う印象でした。
 - 🌸 食事はピリ辛が多いですが、食材も豊かでとてもおいしかったです。
- ※やはり現地での面接は、確認できる情報も多く大変好評を頂きました！

社会福祉法人(山口県・周南市)

- ・概要：・求人数3人← 応募者10名(全員N4合格者)で面接実施。
- ・現地面接の際には、ZOOMで日本側スタッフも参加。
- ・日本語能力の高さや意欲に感嘆の声。
- ・対面での面接で、細かな表情やしぐさなども確認。
- ・面接直後に日本側と意見調整の上、採用者を決定。

- ・行程表(2023年11月15日(水)~18(土)渡緬(※時間は全て現地時間です))



日付	時間	行程	備考
11月15日(水)	11:40 19:00 19:30	福岡空港 ヤンゴン空港着 ホテル到着	TG683便(福岡 11:40⇒バンコク15:40) TG683便(バンコク17:10⇒ヤンゴン18:00) 宿泊先(NOVOTEL YNAGON MAX)
11月16日(木)	9:00 10:00 10:30 12:00 13:00 14:00 19:00	ホテル到着発 Kakehashi Myanmar Co.Ltd.着 採用面接開始 採用面接終了 面接者との面談 Kakehashi Myanmar Co.Ltd.、京進日本語学校視察 ホテル着	
11月17日(金)	10:00 17:00	ホテル発・市内視察 ホテル着	
11月18日(土)	8:30 9:30	ホテル発 ヤンゴン空港着	
11月19日(日)	8:10	解散	TG302便(ヤンゴン11:25⇒バンコク13:20) TG642便(バンコク01:00⇒福岡 08:10)



Kakehashi Myanmar Co.Ltd.
現地スタッフの皆さん



日本からもWEB参加頂き面接



面接者(中央)と内定者

外国人技能実習制度が変わります！

何が変わる？… 新制度とその対応についてご提案します。

【はじめに】

・医療・介護分野では、既にいくつかの制約が義務化されていますので、他の分野に比べて新制度による変更は少ないと思われます。しかし、転籍可能な期間が短くなるなど、離職対策が重要になります。優秀な人材育成と定着、採用者側の経済的負担など、監理団体の対応次第で大きな差が出ます。
今後、監理団体の選択がより重要な課題になります！！

※下記は、介護分野に限らず全般的な技能実習制度に関するものです。

最終報告書たたき台（概要）

（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する資料 1-1）

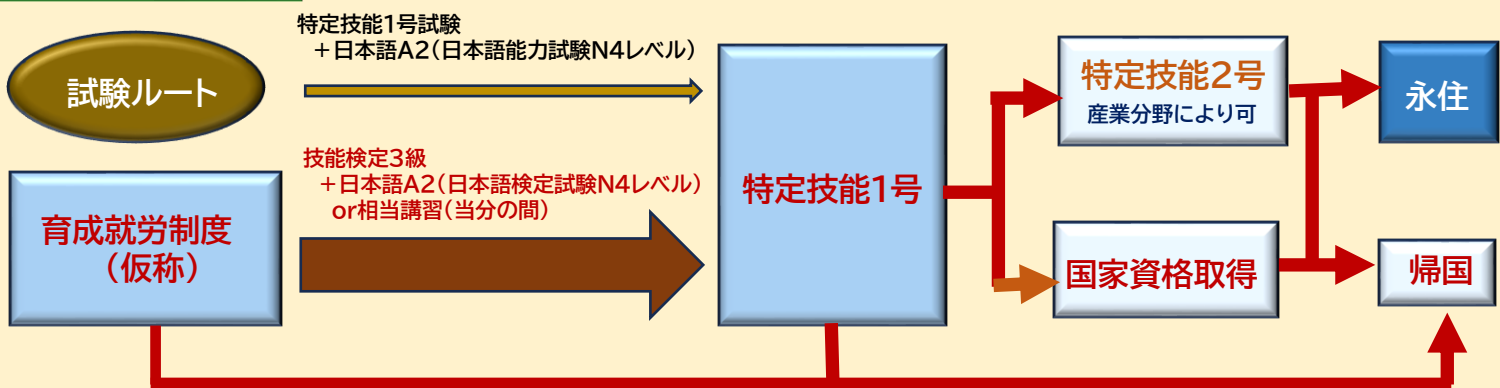
1 新制度及び特定技能制度の位置付けと関係性等 ・ 現行の技能実習制度を段階的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。 ・ 基本的に3年の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。 ・ 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。 ※ 現行の企業単独型技能実習のうち、新制度の趣旨・目的に沿わないものは、新制度とは別の枠組みでの受入れを検討。	5 監理・支援 ・ 技能実習環境の相談援助業務を、監理団体の許容業務に追加。 ・ 監理団体の許容業務に、受入れ企業への就業指導、受入れ企業への就業指導、受入れ企業への就業指導。
2 新制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方 ・ 受入れ対象分野は、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。 ※ 国内における就労を通じた人材育成に資しない分野は対象外。 ・ 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価（技能検定、特定技能評価試験等）。 ・ 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。	6 特定技能 ・ 新制度から特定技能1号評価試験合格 ①技能検定3級等又は特定技能1号評価試験合格 ②日本語能力A2相当以上のレベル（日本語能力試験N4合格など） ※ 当分の間は相当講習受講も可 ・ 登録支援機関の登録要件や支援業務委託の要件を厳格化。
3 受入れ見込数の設定等の在り方 ・ 特定技能制度の考え方と同様、新制度でも受入れ分野ごとに受入れ見込数を設定（受入れの上限数として運用）。 ※ これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。 ➢ 人材育成等の観点から、一定要件（同一企業での就労が1年超／技能検定基礎級合格、日本語能力A1相当以上のレベル（日本語能力試験N5合格など））を設け、同一分野内に限る。 ➢ 転籍前企業の初期費用負担につき、不平等が生じないための措置を講じる。 ・ 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。 ・ 育成終了前に帰国した者につき、新制度による再度の入国を認める。 ➢ それまでの新制度による滞在が2年までの者に限る。 ➢ 前回育成時と異なる分野を選択可能。	7 国・自治体の役割 ・ 入管、機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。 ・ 送出国と連携し、不適正な送出国を排除。 ・ 業所管省庁と業界団体の連携による受入れ環境整備のための取組。 ・ 日本語教育機関を適正化し、日本語学習の質を向上。 ・ 自治体において、生活相談等を受ける相談窓口の整備を推進。
4 新制度での転籍の在り方 ・ 「やむを得ない場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。 ・ これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。 ➢ 人材育成等の観点から、一定要件（同一企業での就労が1年超／技能検定基礎級合格、日本語能力A1相当以上のレベル（日本語能力試験N5合格など））を設け、同一分野内に限る。 ➢ 転籍前企業の初期費用負担につき、不平等が生じないための措置を講じる。 ・ 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。 ・ 育成終了前に帰国した者につき、新制度による再度の入国を認める。 ➢ それまでの新制度による滞在が2年までの者に限る。 ➢ 前回育成時と異なる分野を選択可能。	8 送出機関及び送出しの在り方 ・ 二国間取決め（MOU）により送出機関の取締りを強化。 ・ 手数料等の透明性を高め、送出機関の競争を促進。 ・ 受入れ企業が一定の末日前手数料を負担するなどの仕組みを導入。
	9 日本語能力の向上方策 ・ 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。 ※ 相当開始前にA1相当以上のレベル（N5合格など）又は相当講習受講（特定技能1号移行時にA2相当以上のレベル（N4合格など））※ 当分の間は相当講習受講も可 ・ 特定技能2号移行時にB1相当以上のレベル（N3合格など） ・ 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

「人材確保」「人材育成」を明確に掲げた新たな制度が変わります。



法務省 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001404164.pdf>

制度変更の全体像



変更点とその影響について

人権保護



人材育成



安全安心な生活

3つのビジョンを軸に制度変更を実施。いつかの制約を義務付けると同時に権利の保護規定を付与。

・特定技能1号人材を育成する制度設計に変わる

・一定の条件の基、1年～2年で転籍が可能になる。
(期間は産業分野別に規定)

・転籍や教育支援に関しては、負担が増す方向に進むと考えられ、監理団体の選択と育成方法次第で採用者側の成果は大きな差を生む。

今月の実習生紹介

医療法人玉水会 介護老人保健施設「スイートケアなかよし」 (鹿児島県鹿児島市)

NWE OO KO

(ニュエ ウー コー)さん(ミャンマー出身)



Q:介護実習に応募した動機

高齢者の世話をすることが好なのでこの仕事を選びました。

Q:実習で良かったこと

高齢者の介護をして、正しい介護のやり方や、高度な介護の

技術を身につけることができるので、とても勉強になるので良かったです。

Q:実習で苦労したこと

利用者さんとコミュニケーションをうまくが取れるかととても心配でした。

Q:日本の生活で良かったこと

利用者さんも先輩の職員さんたちもみんな優しく、何でも教えてくれるので、生活がしやすく、良い人たちに恵まれたことが嬉しいです。

Q:日本の生活で苦労したこと

ミャンマーとは文化が違うので不便と思う事があります。

Q:将来の夢

日本で学んだ、介護の技術をふるさとの若者たちに、共有したいと思います。



NAN PHOO PHOO EI

(ナン プー プー イ)さん(ミャンマー出身)



Q:介護実習に応募した動機

この実習を選んだ理由は、高齢者の世話をすることが好きだからです。

Q:実習で良かったこと

高齢者のこともよく分かってきて、コミュニケーションもよくできるようになりました。

Q:実習で苦労したこと

利用者さんがよく使う鹿児島弁がまだ良くわからないので、コミュニケーションが取れず苦労しています。

Q:日本の生活で良かったこと

時間やルールを守る気持ちが強くなったのが良い事だと思います。
また、技術や知識を学べていることがとても嬉しいです。

Q:日本の生活で苦労したこと

文化が違うことで解らないことがいくつもあって、それになれるまで辛いと思うことが有りました。

Q:将来の夢

将来の夢は、日本で稼いだお金で、ミャンマーでビジネスをしたいと思います。



アイブリッジ協同組合 LINE公式アカウント



- ☑ 技能実習生の入国状況
- ☑ 新しい取り組み
- ☑ ミャンマーの国内状況
- ☑ 補助金・助成金制度
- ☑ 実習生の有効活用 などなど



LINE公式アカウント

@924wkeqs



アイブリッジ協同組合

所在地 : 〒103-0027

東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル9F

T E L : 03-6228-4196 FAX:03-6228-4896

U R L : <https://www.ibridge.or.jp> mail: info@ibridge.or.jp



2023年11月30日発行